

まちづくりフォーラム「まちづくりミライ会議」開催について

現在町では、中標津町の持つ地理的・経済的な「拠点性」を将来に向けてさらに高めていくため、『道の駅的機能を有した複合施設』の整備構想を検討しています。本フォーラムでは、この構想に向けて将来のまちづくりを考えるため、「中標津モデル」の提唱者である国士館大学の加藤教授にご講演をいただき、町民・行政・若者が一緒に将来のまちづくりについて話し合いを行います。関心のある方は是非ご参加ください。

まちづくり ミライ会議 in 中標津町

みんなで話そう、
中標津の未来のこと。

～「中標津モデル」から考える、これからのまちづくり～

参加無料
事前申込制

お申し込みはこちら↓
(令和8年11月3日まで)



※お申し込みが多数となった場合は、
受付を締め切ることがあります。

日時 11/7 土 13:30~17:00
(開場 13:00)

場所 中標津経済センター「なかまっぶ」
2階 コミュニティホール
(中標津町東2条2丁目1番地)

内容 第1部 講演
「中標津モデル」における今後のまちづくりの
展望・戦略について
第2部 グループワーク (30名程度)



※国士館大学HPより

講師 国士館大学
文学部地理学教室
教授 加藤 幸治 氏

お問い合わせ先

中標津町 政策推進課 企画調整係

0153-74-0726
kikaku@nakashibetsu.jp

国民年金(第1号被保険者)に加入されている方へ 令和8年(2026年)10月から国民年金保険料「育児免除制度」が始まります!

1歳になるまでの子を養育している期間について、申請により所得に関係なく国民年金保険料が免除される制度が始まります。 **※免除を受けても将来の年金額は減額されません。**

対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する国民年金に加入中の実父母・養父母で以下の要件をすべて満たす方

- (1)子と身分(親子)関係が継続していること
- (2)子と同一の住所であること
- ※第2号被保険者(会社員・公務員等で厚生年金に加入している方)・第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)は対象ではありません。

免除される期間

実母：産前産後免除期間に引き続く9か月間
(合計で最大13か月間)

実父・養父母：養育開始月から、1歳の誕生日の前月まで(最大12か月間)

※制度開始前から養育していて、令和8年10月時点で1歳未満の場合は、令和8年10月以降～1歳の誕生日の前月までが対象となります。

申請方法について

マイナポータルを利用した電子申請(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)または中標津町役場1階2番窓口(住民保険課)で申請できます。

マイナポータルを利用した電子申請※では、24時間365日、簡単に手続きができます。

役場窓口で手続きをする場合は、申請される方のご本人確認書類をお持ちください。

※電子申請はマイナポータルの利用者登録を完了すると、手続きができるようになります。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/ikujimenjo.html>

問い合わせは、住民保険課 保険年金係(直通 ☎74-0845)まで。

